

# 給付認定の種類と区分について

## ◆教育・保育給付認定

認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育事業の教育・保育を利用する子どもについては、教育・保育の必要性の認定を受ける必要があります。3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付の内容	利用施設
<b>1号認定</b> 満3歳以上の就学前子どもで、「子ども・子育て支援新制度」に移行した幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合	●教育標準時間	<b>幼稚園</b> （新制度移行園） <b>認定こども園</b> （幼稚園枠）
<b>2号認定</b> <b>満3歳以上</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 ●保育標準時間	<b>認可保育所</b> <b>認定こども園</b> （保育所枠）
<b>3号認定</b> <b>満3歳未満</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間 ●保育標準時間	<b>地域型保育事業</b>

※新制度に移行した幼稚園と保育所等の両方に申込をする方は、「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けてください。その後の幼稚園または保育所等の利用状況によって、認定の維持または変更を行います。

※企業主導型保育事業（認可外保育施設）を地域枠で利用される方も2号・3号認定が必要です。

## ◆施設等利用給付認定

令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」に伴い、幼稚園や認可外保育施設等（注）を利用する方が無償化（一部無償化）の給付を受けるために必要な認定です。

認定区分	利用施設
<b>1号認定</b> <b>3歳児クラス～5歳児クラス</b> ※幼稚園の満3歳児を含む 幼稚園（新制度に移行していない園）での教育を希望する場合	<b>幼稚園</b> （新制度に移行していない園）
<b>2号認定</b> <b>3歳児クラス～5歳児クラス</b> <b>幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを含まない。</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	<b>認可外保育施設等</b>
<b>3号認定</b> <b>0歳児クラス～2歳児クラス</b> <b>幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを含む。</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合で、 <u>市区町村民税非課税世帯</u>	<b>幼稚園の預かり保育</b> <b>認定こども園の預かり保育</b>

注）武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設に限られます。